

はじめに

本書は、社会福祉を社会保障全体の中で位置付けながら、持続可能な制度構築に不可欠な原理と政策を論じる概説書である。前著『〈概観〉社会福祉・医療運営論』（信山社、2020年）では、福祉・医療サービスの経営主体に着目してマネジメントを論じた。本書では、政策のマネジメントを軸に据える。サービスの管理・運営論に対して、政策の管理・運営論（アドミニストレーション）ということになる。この場合、政策を担う主体に国や地方公共団体の行政機関が入るのは当然だが、政策は国や地方公共団体の独占物ではない。多様なステークホルダーの関与があって、政策は初めて実効性を高め、「生ける法」となる。従って、社会保障は考察の対象であると同時に、自らの問題として行動を起こす対象である。

筆者は、これまで社会保障法の解釈論を論じてきたが、政策論については、努めて謙抑的な立場をとってきている。これは、社会保障法が実定法学であることから当然の学問的態度である。しかし、行政法に行政学、刑事法に刑事政策があるように、社会保障法学に社会保障政策があってこそ、社会保障の発展も期待できる。法制度が人々に受容され「生ける法」となる上でも、そのアドミニストレーションが車の両輪として必要である。

更に社会福祉や医療の分野では、行政以外の主体との連携、協働等があって、政策の実を挙げることができる。多様な関係者との間で展開する社会福祉・医療サービスを一種の有機体と捉えるならば、個別主体が効率的・効果的に役割を果たすにはアドミニストレーションが不可欠となる。経済学者マーシャル(A. Marshall)は、1885年の“*The Present Position of Economics*” (Macmillan and Co., 1885)の中で「冷静な頭脳と温かい心 (cool heads but warm hearts)」と述べたが、温かい心で政策を実現しようとしたとき、冷静な頭脳によるアドミニストレーションが必要となる。

社会保障に関しては、保健医療、社会福祉等の各分野に専門の学部・学科等が存在する。このことは、一面では学問の専門分化として望ましいとしても、

地域包括ケアシステム、地域共生社会、全世代型社会保障など横串の政策が増える現在、学問的にも全体を俯瞰するアプローチが必要な時代に入っている。本書は、このような背景と思いから、社会福祉や医療等の社会保障政策とそのアドミニストレーションを論じる試みである。

なお、本書は、社会福祉士国家試験の「社会福祉の原理と政策」にも対応するが、社会保障の他の分野を付け足しにしていない。何故なら、介護保険に象徴されるように、真に社会福祉を理解するには、医療保険その他の社会保障分野の知識が前提だからである。定年を控える身ではあるが、本書が幅広い関係者（特に次代を担う若者）のニーズに対応するための一助となることを願っている。

2021年7月

伊奈川秀和